

# 四日市市大矢知・平津事案に係る基本合意書



平成22年12月24日

四日市市大矢知地区連合自治会

四日市市八郷地区連合自治会

三 重 県

四 日 市 市

大矢知地区連合自治会及び八郷地区連合自治会（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、四日市市大矢知町・平津町地内の産業廃棄物不適正処理事案（以下「当該事案」という。）に関し、地元住民の安全・安心を確保することを目的として実施する支障除去等事業における対策工法骨子案などを次のとおりとするとともに、今後は、この骨子案をもとに、対策工法の具体的な内容について十分に協議していくことについて合意し、立会人は、その合意内容について確認した。

## 記

### （乙の責務）

- 1 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定める乙の責務を明確に認識し、甲の協力のもと、地元住民の生活環境の保全を図り、その安全を確認し安心を確保することに、より一層努めることとする。

### （対策工法の骨子案）

- 2 当該事案に関し、乙が自らその支障の除去等の措置を講じる場合においては、甲の協力のもと、以下の措置を講じることにより、地元住民の生活環境保全上の支障のおそれを除去するものとする。
  - （1） 廃棄物の飛散流出防止対策  
表層土壌や廃棄物の飛散流出を防止する。  
また、法面の崩壊に伴う廃棄物の飛散、流出を防止するため、法面对策を行う。
  - （2） 覆土及び雨水排水対策  
廃棄物層への雨水の浸透を抑制し、汚染された地下水が周囲に拡散することを防止するため、覆土・雨水排水対策を行う。
  - （3） 排水路等の整備及び管理  
埋立区域内関連雨水を適切に排除するため、排水路、雨水調整池等を設置するとともに、その管理のために必要な通路等を整備する。  
また、乙は、必要があれば適切に対応するために、水質等のモニタリング調査を継続的に実施し、その結果を甲に提供するものとする。

(リスクコミュニケーションの推進等)

3 甲及び乙は、今後とも連携・協力し、これまでの協議により作成した「リスク評価表」及び今後の調査結果も含めて、建設的で双方向のリスクコミュニケーションを通じて、周辺生活環境の保全を図り、地元住民の安全・安心を確保するとともに、当該事案に係る跡地利活用方法について関係者も含めて十分に協議していくこととする。

併せて、乙は、甲の協力を得て、原因者の責任を追及するとともに、排出事業者及び土地所有者の調査及び責任追及に努めるものとする。

上記事項について合意したことを証するため、本書四通を作成し、甲、乙、立会人が各々署名の上、各一通を保管することとする。

平成22年12月24日

甲 四日市市大矢知地区連合自治会

会 長

伊藤 峯夫

四日市市八郷地区連合自治会

会 長

宮島 英男

乙 三重県 三重県知事

聖 員 昭 彦

立会人 四日市市 四日市市長

田 中 俊 行